

各認定通知書に記載されている認定区分と無償化認定内容はそれぞれ次のとおりです。

市が申請書を受領した時点の状況で認定しているため、**申請時と認定開始時で状況が異なる場合には、速やかに変更手続きを行ってください。**

通知書の名称	認定区分	無償化認定内容
子どものための教育・保育給付認定通知書	1号 (満3歳児～5歳児)	認定こども園(幼稚園機能部分)及び新制度幼稚園の教育部分無償化認定
子育てのための施設等利用給付認定通知書	第30条の4第1号 (満3歳児～5歳児)	私学助成幼稚園の教育部分無償化認定
	第30条の4第2号 ^{※1} (3歳児～5歳児)	幼稚園 ^{※3} の預かり保育無償化認定(私学助成幼稚園の教育部分無償化認定含む)
	第30条の4第3号 ^{※2} (0歳児～2歳児)	または 認可外保育施設等 ^{※4} 無償化認定

※1:保育の必要性の認定を受けた方が対象です。

※2:市民税均等割非課税世帯(4～8月は前年度、9～3月は当年度の課税状況で判定します。保護者の収入額により、同一住所居住の祖父母等を含んで判定する場合があります。・生活保護世帯・里親またはファミリーホームに委託されている場合のいずれかに該当する場合(以下、非課税世帯等といいます。)であって、かつ、保育の必要性の認定を受けた方が対象です。

※3:認定こども園(幼稚園機能部分)、新制度幼稚園、私学助成幼稚園を指します。
幼稚園と認可外保育施設等を併用した際の給付が可能かどうかは利用している幼稚園によって異なります。
大和市幼稚園一覧でご確認ください。(市外の幼稚園については所在市町村にご確認ください。)

※4:大和市認定保育施設、認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター、病児保育を指します。
利用する施設が無償化対象施設でない場合、給付の対象とならないためご注意ください。
無償化対象施設一覧でご確認ください。(市外の認可外保育施設等については所在市町村にご確認ください。)

転居・退職など申請した内容に変更が生じた場合の手続きについて

幼稚園及び認可外保育施設等(以下、幼稚園等といいます。)の利用開始後に、申請した内容に変更が生じる場合には、**変更が生じる前月20日までに以下の書類を提出してください。**(原則として翌月の初日より変更します。月途中や、遡って認定内容の変更を行うことはできません。提出書類に不備等がある場合には受付できない場合があるのでご注意ください。)

変更手続きが適正に行われていなかった場合には、幼稚園等への料金の追加支払いや大和市への給付費の返金が発生する場合があります。認定区分が第30条の4第2号または第30条の4第3号の場合であって認定を受けた保育を必要とする状況が変更になる場合は、変更手続きが必要ですので特にご注意ください。





状況の変化の例	提出書類	認定通知書記載の認定区分と手続要否 (○は申請が必要なものです。)			
		1号	第30条の4 第1号	第30条の4 第2号	第30条の4 第3号
大和市外に転出 ※転出先で無償化を希望する場合、 転出先でも事前に申請が必要です。	子どものための教育・保育給付等認定取消届	○	○	○	○
大和市内で転居	子どものための教育・保育給付等認定変更申請書	○	○	○	○
世帯構成(同居状況)の変化 ※離婚・結婚・祖父母と同居等	子どものための教育・保育給付等認定変更申請書 離婚の場合、戸籍謄本(全部事項証明書)	○	○	○	○
幼稚園等を退園 ※認可保育所に入所する場合を含む	子どものための教育・保育給付等認定取消届	○	○	○	○
保育の必要性が生じ、第30条の4第2号または第30条の4第3号を新たに希望する	子どものための教育・保育給付等認定変更申請書に必要に応じて次ページの書類を添付	○	○	/	/
認定を受けた保育の必要性の状況の変化(転職・退職・休職・勤務時間の変更・疾病の治療等)	子どものための教育・保育給付等認定変更申請書に必要に応じて次ページの書類を添付	/	/	○	○
その他、申請内容に変更が生じる場合	子どものための教育・保育給付等認定変更申請書に変更内容が確認できる書類を添付	内容により変更手続きが必要です。 必ず事前にお問い合わせください。			

- 保育を必要とする状況及び必要書類(注:書類は、ほいく課窓口や大和市ホームページから大和市の様式を入手してください。)
 ※提出書類は原則、認定開始希望日以前に発行された、発行日から認定開始希望日までの期間が6か月以内のものである必要があります。

保育を必要とする状況		提出書類
就労	1ヶ月の実労働時間が64時間以上	就労(内定)証明書(以下、就労証明書といいます。) ※本人や家族・親族が経営する事業所で就労する場合は開業届(受付印のあるもの、e-Tax の場合、受信通知及び申請データ)・青色申告・登記簿等のコピーを添付 内職の方は直近3か月分の給与明細の写しを添付 就労証明書は、証明日より雇用(予定)期間が後の日付の場合は就労内定としてみなします。就労内定の場合は、就労開始後に再度就労証明書と子どものための教育・保育給付等認定変更申請書を提出してください。
内職	月3万円以上	
出産	産前6週目(多胎の場合は14週目)の日(産前6週目の日以前に産前休暇が開始となる場合は、効力発生日)が属する月から、産後8週目の翌日が属する月までの期間にあって、出産の準備又は休養を要する期間 ※出産予定日で認定するため、実際の出産日より認定期間が前後する場合があります。	親子健康手帳(母子健康手帳)の表紙と分娩予定日が分かるページのコピー ※産前6週目の日以前に産前休暇が開始となる場合は産前休暇期間記載の就労証明書も必要
疾病・傷病	1ヶ月以上の入院、常時仰臥・精神性の疾病、その他療養が必要な場合	医師の診断書 ※自宅での保育が困難であり、保育所等での保育の必要性の記載があるもの
心身障がい	身体障害者手帳1～4級、精神障害者手帳1～3級、療育手帳A・B1・B2	各手帳のコピー
介護・看護	同居する親族などを月64時間以上介護・看護しているため保育にあたれない場合	介護または付き添いに関する申立書及び介護・看護を必要とする状況が確認できる医師の診断書など
災害	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧のため保育にあたれない場合	災害復旧に従事していることが分かる書類
求職	仕事を探すことのみ専念するため、外出することが常態となっている場合	求職活動に関する申立書
就学	月64時間以上の就学(学校教育法第1条、第124条、第134条第1項又は職業能力開発促進法第16条第1項及び第2項に定めるものなど)	在学証明書及び認定開始希望日以降の時間割が分かる書類
育児休業 ^{※5}	保育の必要性がありながら非課税世帯等に該当せず法第30条の4第3号認定を受けられなかった場合で、法第30条の4第2号認定を申請する時点で同じ幼稚園等 ^{※6} を継続利用しており、育児休業中の場合	就労証明書(育児休業取得(予定)期間、復職(予定)日の記載のあるもの) ※幼稚園等の利用開始日時点で育児休業中でないことの確認ができる必要があります。
	育児休業開始前から法第30条の4第2号または第3号認定を受けていて、育児休業中も同じ幼稚園等 ^{※6} を継続利用するとき	就労証明書(育児休業取得(予定)期間、復職(予定)日の記載のあるもの)
	育児休業での法第30条4第2号または第3号認定を受けていて育児休業から復帰するとき	就労証明書(育児休業取得(予定)期間、復職(予定)日の記載のあるもの。復職する前月20日までに提出) 育児休業等復職証明書(復職後2週間以内に提出)

※5:法定(育児・介護休業法)の育児休業が対象です。

※6:この場合において、一時預かり事業、ファミリーサポートセンター、病児保育は対象外です。

大和市ホームページはこちらの二次元バーコードを読み取ってアクセスしてください。			
大和市幼稚園一覧	無償化対象施設一覧	幼稚園に関する手続き・書式	認可外保育施設等に関する手続き・書式
			

○問合せ先○

大和市役所 ほいく課 給付審査係
 電話：046(260)5640
 住所：〒242-8601 大和市鶴間一丁目31番7号 大和市保健福祉センター2階
 受付：祝日を除く月曜日から金曜日
 8:30~12:00、13:00~17:00